

## 引用の仕方について

これは通常、文芸家はその小説、評論、エッセイ等で、公表された著作物を引用して利用する際、具体的にいかに処理すべきか、その方法の目安を示したもので必ずしも個々の著作者を拘束するものではありません。この場合の「引用」とは、著作権法にいう「引用」に限られ、参考、要約、要説、ダイジェスト等には及びません。

なお、次の各項は、著作権法でこまかく規程されていない点を補おうとするもので、ここに記していないことは、もちろん著作権法によるものとします。

- I. 引用部分は何らかの方法で、本文と明確に区分するようにします。(たとえば、引用文の前後を一行ずつあけるとか、一字下げにするとか、また「」でくくる、等々)
- II. 出所明示は著作者名を表示することを原則とし、場合によっては、作品名(書名)なども表示することが望ましい。
- III. 出所明示は、引用した部分のなるべく近く近くすることを理想とし、止むを得ない場合は次のようにします。
  1. 単行本の場合—巻末
  2.
    - a. 雑誌(月刊誌、週刊誌その他)で読切りの場合—作品の末尾
    - b. 雑誌で連載の場合—各回の末尾、または3の b で定める方法
  3.
    - a. 新聞で読切りまたは比較的短い連載の場合—作品の末尾
    - b. 新聞で長期にわたる場合—連載の予告文、「作者のことば」などで、「引用文の出所は、連載終了後、または単行本で表示する」旨を記し、引用して利用する著作物の著作者(著作権者)に出所明示の遅れることを申し入れる。

(なお、出所明示をした場合、いちいちその著作者の了解を得る必要はありません。)

昭和五十三年一月三十日